（資料5）

鹿野地域等乗合タクシー「ふれあい号」
運行見直し計画

令和７年２月

周南市

１．ふれあい号の現状

（１）運行状況

ふれあい号は、周南市北部の鹿野地区と大向地区の一部で運行しているデマンド式（予約式）の乗合タクシーであり、地域を８つのエリア（大潮、金峰、渋川、奥大町、仁保津、美保・石ヶ谷、秘密尾・奥畑、町なか）に分けて運行している。

エリア毎に運行日と運行時刻が決まっており、

・大潮、渋川、仁保津、町なかの４エリアは、月曜から土曜まで週６日
・金峰、奥大町エリアは、火・木・土曜の週３日
・美保・石ヶ谷、秘密尾・奥畑エリアは、水曜の週１日運行している。

▼ふれあい号時刻表

運行エリア		町なか発→各エリア着	各エリア発→町なか着	運行曜日					
大潮	葉の内、片山、小河内、戸根、小潮、倉谷、桶山、西河内、中津、堤	7 時 00 分→ 7 時 30 分	7 時 30 分→ 8 時 00 分			水			
		8 時 00 分→ 8 時 30 分	8 時 30 分→ 9 時 00 分	月				金	
		10 時 00 分→10 時 30 分	10 時 30 分→11 時 00 分	月	火	水	木	金	土
		12 時 00 分→12 時 30 分	12 時 30 分→13 時 00 分	月		水		金	
		15 時 00 分→15 時 30 分	15 時 30 分→16 時 00 分		火		木		土
		15 時 40 分→16 時 10 分	16 時 10 分→16 時 40 分	月		水		金	
金峰	鹿野地区：奥谷、郷、菅蔵、垂門、小泉、大泉、細野 大向地区：道谷、地吉、五味、門前、二俣上、二俣下、石の原	9 時 00 分→ 9 時 30 分	9 時 30 分→10 時 00 分		火		木		土
		11 時 00 分→11 時 30 分	11 時 30 分→12 時 00 分		火		木		土
		13 時 00 分→13 時 30 分	13 時 30 分→14 時 00 分		火		木		土
		17 時 00 分→17 時 30 分	17 時 30 分→18 時 00 分		火		木		土
渋川	上渋川、中渋川、下渋川、東（柿ノ木原のみ）	7 時 15 分→ 7 時 35 分	7 時 35 分→ 8 時 00 分					金	
		9 時 10 分→ 9 時 30 分	9 時 30 分→ 9 時 55 分	月					
		11 時 10 分→11 時 30 分	11 時 30 分→11 時 55 分	月		水		金	
		12 時 15 分→12 時 35 分	12 時 35 分→13 時 00 分		火		木		土
		13 時 10 分→13 時 30 分	13 時 30 分→13 時 55 分			水			
		14 時 15 分→14 時 35 分	14 時 35 分→15 時 00 分	月				金	
		16 時 00 分→16 時 20 分	16 時 20 分→16 時 40 分		火		木		土
		17 時 00 分→17 時 20 分	17 時 20 分→17 時 45 分	月		水		金	
奥大町	大町（小河内のみ）、合の川、奥大町	9 時 10 分→ 9 時 20 分	9 時 20 分→ 9 時 35 分		火		木		土
		11 時 10 分→11 時 20 分	11 時 20 分→11 時 35 分		火		木		土
		13 時 10 分→13 時 20 分	13 時 20 分→13 時 35 分		火		木		土
		17 時 00 分→17 時 10 分	17 時 10 分→17 時 25 分		火		木		土
仁保津	柏原、田原、今井、仁保津、杉の河内、赤山	8 時 20 分→ 8 時 40 分	8 時 40 分→ 9 時 00 分		火		木		土
		11 時 35 分→11 時 55 分	11 時 55 分→12 時 15 分		火		木		土
		15 時 00 分→15 時 20 分	15 時 20 分→15 時 40 分	月		水		金	
		17 時 00 分→17 時 20 分	17 時 20 分→17 時 40 分	月		水		金	
美保･石ヶ谷		8 時 00 分→ 8 時 10 分	8 時 10 分→ 8 時 20 分			水			
		11 時 00 分→11 時 10 分	11 時 10 分→11 時 20 分			水			
秘密尾･奥畑		8 時 20 分→ 9 時 10 分	9 時 10 分→10 時 00 分			水			
		14 時 00 分→14 時 50 分	14 時 50 分→15 時 40 分			水			
町なか	新町、大地庵、上野、ゆめの台、東（柿ノ木原を除く）、上市、本町、大谷、中町、下市、大町（小河内を除く）、上大町、やまなみ荘	営業所発 9 時 00 分	目的地着 9 時 10 分	月	火		木	金	土
		営業所発 11 時 00 分	目的地着 11 時 10 分	月	火		木	金	土
		営業所発 13 時 00 分	目的地着 13 時 10 分	月	火	水	木	金	土
		営業所発 16 時 50 分	目的地着 17 時 00 分	月	火	水	木	金	土

（注）祝日･振替休日･年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）は運休

- 乗 降 場 所 ：ドア・ツー・ドアを基本に自宅近くの希望場所、鹿野中心部（町なか）の希望場所
- 予約受付時間：前日の午前７時～午後５時及び当日の午前７時～午前８時
- 運　　賃：１回（片道）300 円

（２）令和４年度の利用状況

- 令和４年度の年間延べ利用者数は 823 人、実利用者数は 40 人程度となっている。
  （令和５年度の年間延べ利用者数は 711 人、実利用者数は 35 人程度）
- 年間延べ利用者 823 人のうち、上位 10 人で年間延べ利用者数の約８割を占めている。
- エリア別の年間延べ利用者数は、奥大町、金峰、渋川、大潮の順に多く、これら４エリアで全体の約９割を占めている。また、美保・石ヶ谷、町なかは、利用者が０人となっている。
- 運行エリア・運行日によってダイヤは異なるが、各エリア発（外出便）は８時台～9 時台の利用が 76%と最も多く、次いで 10 時台～11 時台（20%）、12 時以降（3%）、７時台（1%）と続いている。町なか発（帰宅便）は 11 時台～12 時台の利用が 48%と最も多く、次いで 13 時台～14 時台（45%）、15 時以降（6%）、7～10 時台（1%）と続いている。
- ヘビーユーザーを除く多くの利用者は、年間 2～10 回、往復利用を考慮すると年間 1～5 日程度の利用にとどまっている。
- 日平均利用者数は 2.8 人（=823 人／295 日）、１便平均は 0.1 人（=823 人／8,457 便）となっている。
- 外出先としては、サンマートが 58%を占め、次いで博愛病院（9%）、コアプラザ（6%）、石船温泉（5%）と続いている。
- 令和４年３月にふれあい号運行地域 1,209 世帯を対象に行ったアンケートでは、「ふれあい号を利用している、利用したことがある」との回答が 67 人あった。利用者の年齢層、利用して良かった点、不満・要望は、以下のとおりである。
  - 利用者（年齢未回答１名を除く）66 人の年齢層は、75 歳以上が８割近く（51 人、77.3%）を占める。
  - 利用して良かった点は、回答者 66 人のうち半数近く（30 人、47.6%）が「家族や知人に送迎を頼まなくてもよくなった」を挙げる（複数回答）。
  - 不満・要望としては、町なかでの帰り便の待ち時間、運行時刻、予約受付時間などに関するものが多い。

▼（参考）北部地域のコミュニティ交通の利用者数（人）

	R 元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度
大道理	1,134	1,004	1,232	1,381	1,132
八代	1,375	1,258	1,480	1,719	1,809
須金	3,189	3,242	2,863	2,213	1,855
中須	—	1,495	2,427	2,416	2,177
長穂	—	—	537	640	695

	R 元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度
鹿野	1,517	1,060	987	823	711

（３）問題点

①分かりづらい運行ダイヤ

ふれあい号は、定路運行の延長で運行エリアが設定されているため、運行エリアが８つに細分され、結果的に４エリアが曜日運行となるとともに、月～土まで毎日運行している４エリアでは、運行曜日によって運行ダイヤが変わり、初めて利用する人や、たまに利用する人にとっては、分かりづらく利用を妨げる要因の一つと考えられる。

②運行間隔

ふれあい号を利用した町なかでの滞在時間は最短１時間となる運行ダイヤもあるが、曜日によってダイヤが異なるため、町なかでの滞在時間１時間を目途に利用できる便はごく一部に限られている。一方、外出先の約６割をサンマートが占めるとともに、食料品を中心としたスーパーマーケットでの滞在時間は概ね 30 分以内となっている。こうした状況を背景にアンケートでも「町なかでの帰り便の待ち時間」が不満・要望として多く挙げられている。また、町なかエリアの運行間隔は２時間となっており、博愛病院への通院に合わせた買物等にも利用できない。

③1 人１回当たりの運行経費

運行経費を令和４年度の延べ利用者数で割ると１人１回当たり約 15,400 円の経費がかかっている。一方、延べ利用者数の８割を占める上位 10 人の自宅からサンマートまでの加重平均距離は 5.9km でタクシー料金換算では 2,039 円となり、ふれあい号の運行経費は、タクシーの約 7.5 倍となっている。

２．運行見直し案

（１）計画概要

- ８つに分かれている運行エリアを統合し、対象地域（鹿野地区と大向地区の一部）全域を１つの運行エリアとする。
- 時刻表を廃止し、運行時間帯であれば、いつでも電話でふれあい号を呼ぶことができるオンデマンド運行※とする。

  ※オンデマンド運行

  本計画におけるオンデマンド運行は、運行日の運行時間内であれば、何時でも電話で呼ぶことができる。しかし、普通の乗用タクシーと同様に、利用申し込み時に空車がなければ、空車が出るまで待つ必要がある。
- 運行エリアの統合に合わせて、効率的な運行及び運行管理の観点から、乗降場所を希望場所でなく、自宅付近（車両の転回が可能な場所）とあらかじめ指定する鹿野中心部の乗降場所（指定乗降場所）に限定する。これは、日常生活を支える移動手段であることを明確化するとともに、指定乗降場所を設定することで、乗用タクシー（一般のタクシー）との区別を明確化するためである。
- 指定乗降場所は、これまでの利用動向を踏まえ選定する。

（２）利用対象区域

鹿野地区全域・大向地区の一部（道谷、地吉、五味、門前、二俣上、二俣下、石ノ原）

（３）指定乗降場所と利用区間

①指定乗降場所

コアプラザかの（バス停結節点）、鹿野総合支所･山口銀行鹿野支店、サンマート、鹿野博愛病院、石船温泉憩の家、JA 鹿野支所

②利用区間

・自宅付近→指定乗降場所

・指定乗降場所→自宅付近

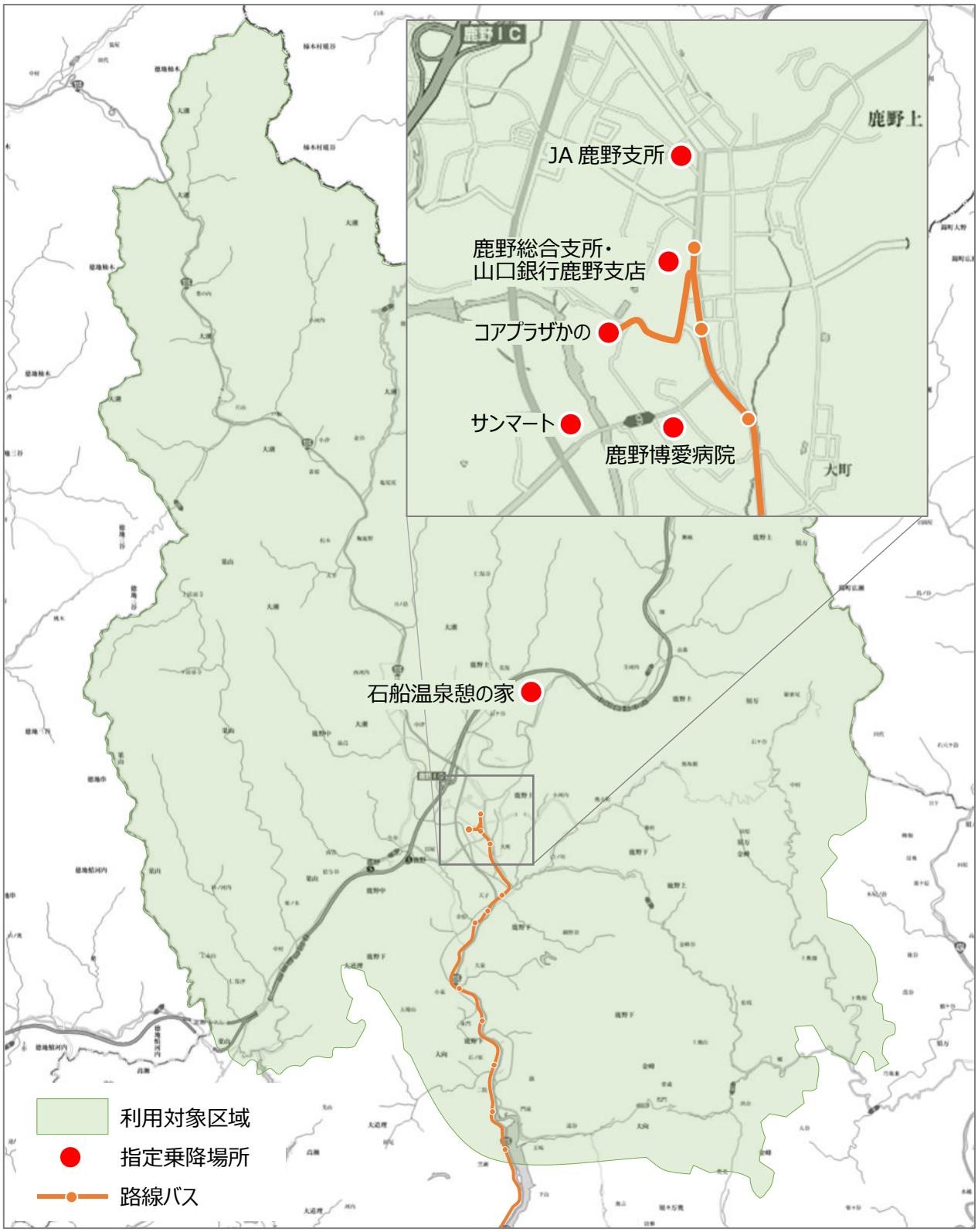

▲利用対象区域と指定乗降場所

（４）運行日･運行時間

運行日	運行時間
月～金曜日 （祝日･振替休日、12/29～1/3を除く）	8：30～17：30（目的地到着） （うち休憩1時間）

- 運行ダイヤ（時刻表）はなし。乗合タクシーのため、同一時間帯の同一方向の利用は乗合となる。限られた車両での効率的な運行により、利用者の迎車待ち時間の短縮を図る。
- 乗合になる場合、目的地への到着時刻がやや遅れることになるが、路線バスへの乗り継ぎ利用など目的地への到着時刻に制約がある場合は、優先的に送迎。

（５）予約受付日時

運行日の前日（前日が運行日でない場合は直近の運行日）の ８：00～17：00

（６）当日利用申し込み受付時間

運行日の ８：00～17：00（利用前に申し込み・受付）

- 車両の運行・予約状況により、送迎時刻は希望送迎時刻を 0～30 分程度前後する。
- 運行車両数が限られているため、利用希望時間帯に空車がなければ、空車が出るまで待つ必要がある。なお、運行車両は、乗用タクシーと乗合タクシー（ふれあい号）の併用であるため、乗合タクシー（ふれあい号）の利用にあたっては、乗用タクシー利用を含めて予約時刻が優先。また、乗用タクシー利用者と乗合タクシー（ふれあい号）利用者の混乗は不可。
- 利用にあたっては、電話申し込みを原則とする。多くの方の利用を促進する観点から、待機時間が生じるような予約は不可とする。待機時間が生じるような場合は、待機後は乗用タクシーとしての利用とする。

（７）運行開始予定

令和７年４月１日

（８）運賃

１人１乗車（片道）：一律 500 円

（１歳以上小学生以下の者、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者は半額。
１歳未満の者は無料。）

- 「自宅付近→指定乗降場所」で片道利用、「指定乗降場所→自宅付近」で片道利用となる。
- 乗用タクシー運賃の 1/3～1/6 程度。
- 乗用タクシーに近い利便性となる中、著しく低額な運賃の設定は、乗用タクシー・路線バスの運賃との比較で不公平感を助長する恐れ。
- 本当に必要な人に必要なサービスを適正な価格で提供するという考え方。

（９）運行車両･事業主体･運行主体

運 行 車 両：２台（乗用・乗合併用）
事 業 主 体：周南市
運 行 主 体：有限会社富士タクシー

令和７年度以降の鹿野地域等乗合タクシー「ふれあい号」の運賃に係る運賃幹事会の協議結果について

１　要旨

令和７年４月より鹿野地域等乗合タクシー「ふれあい号」の運行内容を運賃も含めて変更する予定としています。

この当該路線の運賃に関しましては、道路運送法における協議で運賃を定める規定（第９条第４項及び第５項）に該当するため、市町村、一般乗合旅客自動車運送事業者、地方運輸局、市町村の長が関係住民の意見を代表する者として指名する者により運賃に関する協議を行うことが必要となっています。

この法令に従いまして、運賃に関する協議を行うための組織として、周南市地域公共交通会議規約第９条の規定を適用して、令和７年度以降の鹿野地域等乗合タクシー「ふれあい号」の運賃に係る幹事会を設置し協議を行うものです。

２　幹事会の構成員について（会長は、周南市地域公共交通会議会長）

一　当該路線等をその区域に含む市町村
　　周南市　都市整備部長

二　運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
　　有限会社富士タクシー　会長

三　当該路線等を管轄する地方運輸局長
　　中国運輸局山口運輸支局　首席運輸企画専門官

四　市町村の長が関係住民の意見を代表する者として指名する者
　　地域住民　周南市鹿野地域等生活交通協議会　会長

（参考）道路運送法　※抜粋

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第９条

４　一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一　当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二　当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三　当該路線等を管轄する地方運輸局長

四　第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

５　前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

３　協議を行った運賃額・適用方法等について

【現行】

１人１乗車（片道）：３００円

（割引制度）

①１歳未満の者は、無料とする。

②１歳以上小学生以下の者は、一律一回１５０円とする。

③身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者　５割引

④「療育手帳制度について（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知）」の規定により療育手帳の交付を受けている者　５割引

⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者　５割引

⑥第１種の身体障害者手帳及び障害等級１級の精神障害者保健福祉手帳並びに障害の程度Ａの療育手帳の交付を受けている者の付添人　５割引

※「周南市高齢者バス・タクシー運賃助成券」の使用は不可

【改定（案）】（令和７年４月１日（火）より適用）

１人１乗車（片道）：５００円

（割引制度）

①１歳未満の者は、無料とする。

②１歳以上小学生以下の者は、一律一回２５０円とする。

③身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者　５割引

④「療育手帳制度について（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知）」の規定により療育手帳の交付を受けている者　５割引

⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者　５割引

⑥第１種の身体障害者手帳及び障害等級１級の精神障害者保健福祉手帳並びに障害の程度Ａの療育手帳の交付を受けている者の付添人　５割引

※「周南市高齢者バス・タクシー運賃助成券」の使用は不可

４　協議の結果

運賃幹事会において協議を行い、上記「３　協議を行った運賃額・適用方法等について」のとおり、協議が調いました。